

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	農用地に係る土地改良事業の参加資格の承認			
根拠法令及び条項	土地改良法 第3条第1項第2号			
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第1号に該当）			
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第1号に該当）			
	【内容】 （※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） （土地改良事業に参加する資格） 第三条 土地改良事業に参加する資格を有する者は、その事業の施行に係る地域内にある土地についての次の各号のいずれかに該当する者とする。 一 略 二 農用地であって所有権以外の権原に基づき耕作又は養畜の業務の目的に供されるものについては、政令で定めるところにより、農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。）に対しその所有者から当該土地改良事業に参加すべき旨の申出があり、かつ、その申出が相当であって農業委員会がこれを承認した場合にあっては、その所有者、その他の場合にあっては、その農用地につき当該権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者			
	審査基準設定年月日	年 月 日	審査基準最終変更年月日	年 月 日
	標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） 期間（7日） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第1号に該当）		
標準処理期間設定年月日	年 月 日	標準処理期間最終変更年月日	年 月 日	
所管部署	農業委員会事務局			
備考				

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定しそくされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。